

お知らせ掲示板

くらし

6月は市県民税第1期の納期です

納期限は6月30日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。詳しくは、市のホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

令和5年度(2023年度)市民税・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

■課税の対象となる方

- ・令和5年(2023年)1月1日現在、市内にお住まいの方で、令和4年(2022年)中の所得などの状況から課税される方。
- ・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方。

※令和5年(2023年)1月2日以降に転入された方は、令和5年度(2023年度)分までは転入前の市区町村で課税されます。

※令和5年(2023年)1月2日以降に亡くなった方は、令和5年度(2023年度)分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「市民税・県民税額」のことで、同じものです。

(市民税課 ☎328-2183)



水道料金等の支払いには口座振替が便利です！

支払いに手間がかからず、便利な口座振替をご利用ください。支払い忘れや二重支払い防止にもなります。申込書が必要なときは郵送します。またインターネットでの申し込みも可能です。



詳しくは、上下水道局お客さまセンターへ。
(上下水道局お客さまセンター ☎381-1118)

国民健康保険料が、特別徴収(年金差引)になれる方へ

6月中旬に、国民健康保険料の納付通知書を発送します。

10月から特別徴収(年金差引)になる方で、普通徴収(口座振替)を希望する方は、申し出により変更することができます。

【普通徴収(口座振替)に変更できる方】

国民健康保険料の滞納がない方

【手続き先】

各区役所区民課または総合出張所

【手続きに必要なもの】

①現在、口座振替の方：保険証

②現在、納付書払いの方：保険証および、事前に金融機関窓口で口座振替を申し込み、その控えをご持参ください

なお、肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・九州労働金庫・ゆうちょ銀行・熊本県信用組合・熊本市農業協同組合・熊本宇城農業協同組合・鹿本農業協同組合のキャッシュカードを持参すると、区役所および総合出張所の窓口で、口座振替の登録ができます。

【手続き期限】7月14日(金)

詳しくは、各区役所区民課へ。

北区区民課 ☎272-6900

中央区区民課 ☎328-2240

東区区民課 ☎367-9124

西区区民課 ☎329-8503

南区区民課 ☎357-4126

国民健康保険医療費通知を発送します

国民健康保険を使用し受診された医療費等のお知らせを下記のとおり発送する予定です。

確定申告(医療費控除)を予定の方は医療機関等の領収書を必ず保管しておいてください。

●還付金詐欺にご注意!!

市役所等から医療費のお知らせの✂

返送を求めたり、医療費の還付について電話をすることはありません。
(国保年金課 ☎328-2290)

市税の滞納処分により差し押さえた不動産のインターネット公売を予定しています

【申込期間】6月9日(金)～27日(火)

【入札期間】7月4日(火)

～11日(火)

【公売物件】不動産2件

【開催場所】KSI官公庁

オークションのウェブ

詳しくはこちら↑

サイトに実施予定。

(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)



ハイハイ学校にご注意！

狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら「ハイ、ハイ」と手をあげさせるなどして、無料で日用品などを配り、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で高額な商品売りつける商法「ハイハイ学校・催眠商法」についての相談が寄せられています。

高齢者がこうした会場に出向く背景には、健康への不安、経済的不安、日常的な寂しさ等があるといわれています。ハイハイ学校の販売員は、来場者に思いやりのある発言や親切的態度で接し、高齢者の心理を巧みに利用して信頼関係を築くため、周囲は心配していても、本人は被害に遭ったことすら気づいていない場合が多くあります。

➡トラブル防止のポイント

【高齢者の方へ】

- ・安易に会場に近づかないようにしましょう。
- ・大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。

【家族や周囲の方へ】

- ・高齢のご両親など、身の回りの方がトラブルに遭っていないか見守りを心掛けましょう。
 - ・高齢者の話を頭ごなしに否定したりせずに、話に耳を傾けましょう。
- 消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず、まずはご相談ください。



梅雨に備えて空き家の管理を

適正に管理されていない空き家は周辺の生活環境にさまざまな悪影響を及ぼします。空き家の管理は所有

者・管理者の責任です。梅雨に備えていま一度、空き家の適正な点検・管理を行いましょう。

【点検】雨漏りを放置すると、建物が腐食し、倒壊の危険性が高まります。屋根、壁などの状態を確認しましょう。

【管理】換気や掃除を怠ると、カビが発生し、異臭の原因となります。定期的に換気等を行いましょう。

(空家対策課 ☎328-2514)



倒壊の危険性が高い空き家の解体費の一部を補助します

上限は60万円です。「建物が傾いて倒壊の危険性が高い」、「権利者全員の同意」などの要件がありますので、詳しくは、市ホームページまたは空家対策課へ。

(空家対策課 ☎328-2514)



風致地区内における建築等の規制について

本市では、都市における良好な自然環境を維持し、自然と調和した緑豊かな街づくりを目的として、水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山・万日山、千金甲の7地区(1,598ha)を風致地区として指定しております。



風致地区内で、建築物等の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等風致の維持に影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合、条例により熊本市長の許可を受ける必要があります。

許可が必要な行為や、許可の基準等の詳細については、市ホームページまたは都市政策課へ。

(都市政策課 ☎328-2502)



くらしの中の人権 114

人権擁護委員をご存じですか

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重の大切さを呼びかけています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

本市でも41人の人権擁護委員が活躍しています。

市民の皆さんの人権に関する問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか？人権擁護委員が、皆さんと一緒に問題解決のための方法を考えます。

【相談先】

- ・「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)
- ・「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)
- ・「女性の人権ホットライン」(☎0570-070-810)
- ・「外国語人権相談ダイヤル」(☎0570-090-911)
- ・インターネット人権相談受付窓口 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
(人権政策課 ☎328-2333)

①お早めにマイナンバーカードを受け取りマイナポイントを申し込みください！

- マイナポイントの申し込み期限は、**2023年9月末**です。

- ポイントの申し込みには、2023年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。

熊本市から交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取りにお越しください。

- ポイント申込期限(9月末)間際には窓口が混雑しますので、お早めのカード受け取りを重ねてください。

※ポイント申込サイトも混雑することが考えられますので、カードを受け取ったらお早めにポイントをお申し込みください!!

②システムメンテナンスのため以下の日程でコンビニ交付サービスを停止します。

日時 令和5年6月1日(木)

取得できない証明書 税関係証明書

日時 令和5年7月19日(水)

取得できない証明書 全ての証明書

復旧後は熊本市のホームページで広報するよ！

(地域政策課 ☎328-2031)



9月末よりも早く申し込みを締め切る決済サービスもあるから注意！

